

第 170 回区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和 4 年 12 月 12 日（月）午後 2 時 00 分～
- 2 場 所 区役所 西庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一
委 員：横田樹広 浅海義治 柴田さちこ
宮崎はるお 高口ようこ 有馬豊
富田けんじ 関洋一 清水則之
荒木久美子 富本操 飯塚裕子
西貝嘉隆 福島孝人 木内幹雄
中村文俊
理事者：施設管理担当部長 施設管理課長事務取扱
都市農業課長 環境課長 都市計画課長
開発調整課長 道路公園課長
事務局：環境部長 みどり推進課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名
- 6 次 第 1 開会
2 審議事項
(1)区みどりの総合計画の中間見直しについて
(諮問第 210 号)
(2)ねりまの名木第 98 号（豊玉東小のマユミ）の解除について（諮問第 212 号）
3 報告事項
(1)保護樹林の新規指定について
(2)保護樹木の新規指定について
(3)保護樹木の指定解除について
4 その他
5 閉会
- 7 会議内容
- 会 長 ただいまから第 170 回区緑化委員会を開催いたします。
事務局から本日の会の運営、配付資料、委員の出席状況等について、説明をお願いします。

事務局

本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に行った上で実施します。また、発言の際もマスク着用の上でお願いします。

続きまして、本日の配付資料を案内します。

(配付資料の確認)

委員の出席状況を報告します。ただいまの出席委員数は16名です。委員20名の過半数が出席していますので、みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第6条第2項に基づき、委員会は成立しています。

本日の案件、審議事項(1)みどりの総合計画の中間見直しに関連して、出席している理事者を紹介します。

施設管理担当部長 施設管理課長事務取扱、伊藤良次です。

会 長

それでは、議事に移ります。本日は、審議事項2件、報告事項が3件を予定しています。

審議事項の(1)みどりの総合計画の中間見直しについて(諮問第210号)の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

前回の委員会で、実態調査の結果、区のこれまでの取組状況、見直しの方向性について確認いただきました。今回の中間見直しでは、個別施策をさらによい方向にブラッシュアップしていきます。本日は、公共と民有のみどりの施策のうち、公共の部分について審議をお願いします。

(資料説明)

会 長

前回の委員会の意見の要点や区の考え方の概要を踏まえて、今回あるいは次回以降の検討を進めたいということです。本日は、個別の施策の検討に入っていきます。

公共のみどりは、公園、道路・河川、公共施設の3点から検討します。まず、公園分野の説明をお願いします。

事務局

(公園についての資料説明)

会 長

委員の皆様から質問、意見等を伺いたいと思います。

A 委員

公園が地域のみどりの資産として、区全体で、区民に活発に利活用されている点は重要だと思います。最近では公園で子どもの姿を見ないと言われる中で、どうしたら、子どもたちと多世代が公園に集って遊べる環境になるかを、目指す像として掲げているのは大変重要だと思います。直接、みどりとは関係ないですが、活用されるという観点でいうと、最近、長野市の遊び場が閉鎖されると報道されています。利活用という点では、みどりだけでなく、近隣との関係やみんなが集える楽しい場所になることが大切だと思いますが、どうお考えですか。

事務局

公園の設置・開設に当たりましては、整備内容の検討の際に、地域の方の意見を反映するため、意見交換を行っています。また、区民による管理・活用も実施しており、近隣の方が多く参加してもらえる公園の利用を目指しています。地域の方々により愛される、親しまれる公園の整備を進めていきます。

A 委員

地域の人と人が関わり、より主体的に公園に関わることで、例えばうるさいなと感じたときも、お互いの話合いの中で調整していける公園になればいいと思います。そのために、地域のコーディネーターが必要ということも視野に入れながら、地域の公園が愛されて、みどりが増えていくことにつながればいいと思います。

会 長

ほかにいかがでしょうか。

B 委員

近くにある公園が愛されて育っていく過程は大事だと思っています。シンボルツリーを作ってブランド化する話がありましたが、公園によっては大きな木がなく、シンボルツリーは難しいかもしれません。その場合、シンボリックなものを作って、子どもたちが身近に感じるようにすることは大事だと思います。公園によっては四葉のクローバーがたくさんあるところがあったり、動物の銅

像が子どもたちに愛されているところもあります。そういうことも視野に入れて、身近に公園があつて、緑視率の向上につながっていけばいいと思いますが、いかがですか。

事務局

シンボルツリーについても、設計の段階から、また、管理においても地域の方々に多く関わっていただくことが大切だと認識しています。

B 委員

ぜひ、ツリーだけでなく、シンボルになるものを作り、それを公園の名前にするなど、親しみやすさを打ち出してほしいと思います。

大木や老齢木の健全育成や更新の方針を特に定めていないのが課題ということですが、新規に課題ができたことは大きな前進だと思います。木が倒れた、学校の木の枝が落ちたなど、よく耳にするので、すぐに対処できていない状況だと思います。区には造園関係の会社が多いわりに、すぐ対処できる会社が少なく、時間がかかってしまったと聞きます。防災協定を結んでいる会社などを中心に、取り組んではどうですか。区の業者は区のみどりを愛して守っていこうと意識の高い方が多いので、すぐに対応できる組織にお願いできればいいと思います。

事務局

公園も含めて、道路、公共施設も、樹木の老齢化が非常に課題となっています。特にソメイヨシノは植えてから50年、60年とたっているものが多く、公園だけでなく、道路や学校でも、落枝、枝折れが課題になっています。管理体制ですが、基本的には区内の事業者と剪定、管理に関する契約をしています。落枝に関しては、24時間365日、速やかに対応してもらえる区内の事業者にお願いしており、これからも行っていきたいと考えています。

B 委員

ぜひお願いします。実際、倒れているところで電話したら、うちではないと言われることがあります。安全管理のために、きめ細かくやっていただければと思います。

会 長

ほかにいかがでしょうか。

C 委員 近年の公園の状況は、開発事業による整備が多いということでした。結果として、公園管理費が増加していることが大きな課題だと思います。この見直しの方向の中で、どういう対処をされているか、具体的に教えてください。

事務局 公園配置の考え方として、1平方キロ内に2,500㎡の街区公園が4つ、20,000㎡の近隣公園が1つの配置が理想という方針があります。1つの大きな公園を整備できると、管理費を抑え、施設として様々な多世代の方のニーズに応えることができる公園整備ができません。ただ、実態として、開発事業の提供公園などが多く、近年なかなか大きい敷地を確保できない状況です。管理費で言うと、どうしてもスケールメリットが働きにくいいため、割高になってしまいます。施設面においても、小さいところだと、配置できるものが限られてしまう状況です。

検討の中で進めていきたいのが、例えば500㎡の公園を何個かつくるとして、1つは幼児向けに特化する、1つは高齢者向けに特化する、1つはお花畑にする、樹林にすると言ったような機能特化をしていくことです。一つの考え方として、複数の公園で1つの公園の機能があるという考え方ができないかの検討を考えています。ただ、デメリットとして、公園の機能として特化してしまうと、世代間交流の機会が失われるという課題もあります。どういうやり方がいいか、研究し、検討していきます。

C 委員 区の考え方は分かりました。

今後、公園確保が困難な場合は機能分担が必要としていますが、区として積極的に進めていく考え方ということですか。

事務局 公園の充足率についても説明しましたが、まずは偏りのないように進めていきます。

C 委員 先ほどの質問は、今後は公園の機能分担を進めていく考えが区にあるかを確認したかったのです。

事務局

やるかどうかも含めて検討して、考え方を整理していきます。デメリットもあるので、総合的に考えていきます。

D 委員

生産緑地を積極的に買っているようなニュアンスの話がありましたが、実際、買っているのでしょうか。また、区としての予算規模は決まっているのでしょうか。具体的に施策として進む状況にあるのでしょうか。

それから、開発事業に伴う公園の提供で、小さい公園が増えていて、実際、管理費用が割高になる話がありましたが、提供公園の基準、公園割合の基準を変更する予定は具体的にあるのでしょうか。

また、長野市の件で、近隣住民との話し合いみたいなことが出ていました。長野市は1人の苦情で結局、閉鎖したと聞いています。そうだとすると、区の条例で決めていかないと難しいと思いますが、条例の制定等の予定はあるのでしょうか。

道路公園課長

用地取得関係の考え方と、長野市関係の部分をお答えします。

まず、用地取得についてですが、区では生産緑地の解除が随分出ています。その中で公園としての買取りの判断は、区で進めている「みどりの風吹くまちビジョン」など、計画上の位置づけがあるかです。それから、特定財源が確保できるかです。また、土地の形状が著しく不整形ではないなど、地域における公園・緑地をはじめとした公共施設の状況を見みながら、総合的に判断して買取りを実施しています。財源については、基本的には都市計画事業として、都市計画交付金等のほか、国費の社会資本交付金などでも賄っています。生産緑地あるいは用地の買取りは、相続などで突然出てきますので、必要に応じて対応しているのが実情です。今後も必要なものについては買取りますが、全ての生産緑地の取得はできないので、公園の充足率などの地域状況も踏まえ、一つ一つ判断し取得をしています。

長野市関係の話ですが、1人だけの要望で公園がなくなることが社会的に議論されています。区でも今、緑地も入れて、約690の公園施設を維持していますから、こ

ういう話はあちこちで出ています。長野市では近隣と利用者の関係の話でした。享受できない内容について、近隣の方々から施設管理者へ話があります。一方、利用者の方々は基本的には公共の空間なので、自由に利用したいと思っています。利用者も近隣の家庭に迷惑をかけないようにしていますが、折り合いがつかない部分があり、トラブルが多いのだと思います。

条例の改正という話ですが、区は都市公園条例で禁止事項を定めています。禁止事項で定めているのは基本的に8項目しかなく、公園を損傷、汚損したり、木を切っただけではないなど、当たり前なことしか定めていません。利用のことは条例で規定するよりも、お互いのことを考えながらマナーを守っていただいています。公園にある注意喚起の看板は、利用者や近隣の方に対して、お互い気を遣ってくださいという表れなのです。私はそういうものはできれば、1つもないほうがいいと思っています。ですが、利用者もいろいろいますので、折り合いをつけるために、地域あるいは場所によってのルールを公園に表示しているところでは、それぞれ個別に維持管理している状況です。

開発調整課長

提供公園の基準と基準を変更する予定について、私から回答します。

まず、開発行為を行う場合には、区は、まちづくり条例で公共施設の整備基準を定めています。開発区域の面積が3,000㎡以上の宅地開発に伴い、公園の提供を事業者にも協力してもらっています。公園の提供については、開発面積の3%ないしは6%と規定しています。都市計画法の開発許可に伴うものと、まちづくり条例に伴うものと2種類です。3,000㎡で3%ということ、90㎡の小さい公園が提供されるため、維持管理の上で課題があります。都市計画法については、国が法律で規定をしているところでは、各自治体から、狭小な公園の維持管理費がかさんでいるのでどうにかならないかとの要望があり、国も二、三年前、基準の見直しを検討した経緯があります。しかし、小さい公園も地域によっては必要という意見もあり、最終的には基準の見直しは行われていません。

一方、都市計画法以外の提供公園については、開発区

域の近くに公園がある場合には、まちづくり条例の中で、提供公園に代えて協力金の提供を頂き、それをプールして、まとまった公園を区が取得できるように条例の改正を行っています。できるだけ維持管理にお金がかからないように、また、大規模公園に利用できる工夫を区は行っています。いろいろな意見がありますので、今後も、皆様の意見を伺いながら、条例の改正も含めて、検討していければと考えています。

E 委員

私は立野公園の美化委員を5年以上やっています。皆様、とても公園のことを考えて、やっけてくださっています。今年になって老齢木が3本倒れました。朝の散歩をしている方が私に連絡をくださり、区に連絡しました。すぐ周りに囲いを作ってくれたので、誰もけがなく大丈夫でした。私たちは木に対しての知恵がありませんが、区は見てくれているのでしょうか。それから、それに保育園の子どもたちがよく遊びに来ますが、うまく共存できればいいと思います。私たち公園の美化委員は権限がないので、「こうしてくれ、ああしてくれ」と言われても、「お願いします、やらないでください」とだけしか言えなくて、困るときもあります。

立野公園は隣が武蔵野市なので、武蔵野市の方もお見えになりますが、ルールを守って公園を使ってほしいと思います。美化委員のメンバーは、地域の5町会から何人か選抜で来ていただいています。具合が悪くなったら替えを探してもらい、24人ぐらいでやっています。委員の皆様は公園を気持ちよく使ってほしいと、念頭に置いています。今度、総会がありますので、区が考えていることを伝えたいと思います。

道路公園課長

いつもありがとうございます。お世話になります。

では、質問にお答えします。まず、樹木の管理についてです。基本的には、年2回、幹の腐食、あるいはキノコの有無、隣接地に越境枝がないか、目視で点検します。その中で、必要に応じて、専門家による樹木診断なども取り入れて、事前に対処できるようにしています。ただ、事例にもあるように、幹あるいは枝の折れも、年間に数件、出てしまっています。引き続き、点検内容や樹木の特徴を踏ま

えながら点検をしていきます。

公園の利用で、犬の立入りについてです。これは利用者の方々の意見のお話だと思います。両方の意見が私どものところに来ます。1つは犬をなぜ入れてはいけないのかです。意見を言ってこられる方は、基本的なマナーを守っている愛犬家の皆様です。逆にマナーを守ってない方々に対して、犬の立ち入りをもっと取り締まってほしいという話もあります。

立野公園は割と規模が大きいのですが、都立公園に比べて、区立公園は規模が小さいです。身体障害者補助犬を除き、犬の立ち入れ、連れて入るのをお断りしています。マナーを守っている方には、非常に心苦しいです。ただ、ルールを1つ解除してしまうと、守られなくなることがあり、利用者の皆様の迷惑を考えて、犬の立ち入れを禁止しています。一方で、禁止しているのになぜ入れるのかと言う意見の方々がいます。犬の立ち入りが高い頻度である場合は、注意喚起の看板を設置しています。

立野公園については、リードつきの犬の立ち入りはオーケーにしています。各公園によって対処していますが、今後も、1つ1つ皆様から話を聞きながら、その状況を踏まえ、対処していきます。

F 委員

私の所有地を認可保育園の土地建物としてお貸ししています。建てる時に、国の園庭面積の基準をクリアするのが難しく、近隣の公園を園庭としてみなすという規定を適用して、開園を無事迎えることができました。現状、区内で面積の基準をクリアするのは、難しいと思います。現実、近隣に幾つもの保育園ができましたが、全て小さく、園庭がないところも多い状態です。そうすると、午前中、遊びの時間に幾つもの保育園がいろいろな公園に遊びに出てきています。先生の話伺うと、お子さんが1つの公園に集中しないように、状況を見て、近隣の保育園が今、どこの公園を使っているか、どこが空いているか、配慮しながら公園を使っているようです。狭小の公園について、機能を分散させて、特化させてという話もありました。公園管理の予算も限りがあると思いますが、そういう現状もありますので、地域の実情に配慮しながら進めていただければと思います。

事務局

機能分担の話等をしましたが、私どもが見ているのは、良い点ばかりですので、そういった現場の実情や課題もしっかり組み込みながら、考えていきたいと思えます。今後の検討の中でも、様々な意見を伺いながら進めていきますので、よろしくお願いします。

G 委員

今回は計画がつくられて5年経過した中間見直しのため、大きな枠組みに、良いものを付け加えたり、修正したりしていくのだと思いますが、この5年間の中で、コロナが発生して、公園の価値も随分、多様に議論されるようになった経緯があります。その議論を踏まえた上で、これからの公園づくりの理念レベルで、何か考えがあれば聞かせてほしいと思えます。グランドデザイン構想で、みどりに恵まれた良好な環境の中で誰もが暮らしを楽しむ成熟都市と掲げられています。このスローガンが示しているのは、みどりと暮らしがつながることで人々がより豊かに暮らせるという、みどりの空間、存在としての話だけではなく、地域の生活像まで踏み込んで語られていると思っています。そういう観点からいうと、今回の計画の中で、公園緑地の活用施策にもっと踏み込んでいいと思いました。例えばコロナ禍の中で孤立した人間関係を取り結ぶ地域の居場所としての公園の可能性だとか、都市における屋外の暮らしを充実させるための自己実現の受皿としての公園の可能性だとか、あるいは心や精神的な健康をケアできる場というような、多様な公園の社会的な可能性についてです。練馬のみどりが人々の活動によって守り育まれるという点では、非常によく検討された今回の提案だと思っています。それに加えて、人々の暮らしもみどりとともに豊かになるような相互関係を重視したこれからの公園づくりの全体的な考え方が大切ではないかと思うわけです。その辺について、区として何かこれまで議論があったのか、または、考えがあれば、教えていただきたいと思えます。

事務局

公園に限らず、みどりに対する社会的なニーズや求められている役割は、刻一刻と変わっていくものと理解をしています。今後も、生活様式の変容等、いろいろなケー

スが出てくると思います。みどりの総合計画は、5年ごとに中間見直しを行っていますが、そういう点も踏まえながら、検討を進めていきたいと考えています。また、公園に限らず、次回は民有のみどり、区民協働の話になりますが、地域におけるみどりの在り方、社会参加の在り方も議論できればと考えています。

G 委員 みどりが暮らしを豊かにする役割も、一緒に考えられるといいと思います。

会 長 ほかにもまだあるかもしれませんが、時間の関係もあります。これは継続審議でもありますので、取りあえず、公園分野についてはこれで終わりにしたいと思います。委員の皆様からいろいろな意見をいただいたように、現状での課題について、区民目線でお気づきの点があると思います。もし、何か気づいたところがありましたら、事務局に伝えていただき、状況はどうなっているかという課題も踏まえて検討してほしいと思います。G 委員から意見があったように、社会状況も踏まえて見直すことも大事で、コロナについても大きなことなので、そういうことも含めて、今後、事務局には検討いただきたいと思います。

次は道路・河川分野についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 (都計道・河川についての資料説明)

会 長 道路・河川分野について、説明いただきました。
何か質問、意見等がありますか。

B 委員 大泉学園のきれいな桜並木。私も近くに住んでいるので、本当に毎年すばらしい景観を味わっています。植え替えの案内をしてから、植え替えているのはよく理解しています。根上がりがすごく、車椅子の方が引っかけりそうな危険なところもあるので、気をつけながらやってほしいと思います。

質問ですが、大泉学園通りの管理を任された委託業者はどこまで管理していますか。「大泉学園通りの桜並木を

守る会」という民間の団体があります。私も参加し、新芽が途中から出てくるのを全部切ったことがあります、次の日、腰が痛くて起きられませんでした。ごみもすごい量が出ました。担当された会社の方はどこまでやるのか、教えてください。

道路公園課長　　大泉学園通りは象徴的な街路樹ですので、ソメイヨシノに関しては、いろいろ手をかけながら、計画的な更新作業をやっていきます。全体的な委託作業の中で、一般的な剪定や管理作業は、後始末まで行っています。この通りについては、更新作業をしているので、4年毎の樹木診断で、根回りが大きい樹木の健全度を判定し、その不健全度の度合いを見ながら更新作業を行っています。これらの作業は、別の業者にお願いしています。このように様々手をかけております。

B委員　　新芽の処理は、民間の人がやっているから管理しないのでしょうか。

道路公園課長　　桜を守る会の方々とも話をしながら、管理を行っています。そういう作業について、基本的には、区の管理作業の一環ですので、作業の内容を含めて、話をしながら、今後も進めていきたいと考えています。

会　長　　ほかにいかがでしょうか。

H委員　　区長は私たちとの会合で、としまえん跡地にハリー・ポッターのテーマパークができて、年間で200万から300万人の観光客やいろいろな人が来るので、練馬は繁栄するという話をよくします。私はハリー・ポッターのテーマパークを建てている敷地と隣にある東京都が整備している防災公園だけでお客さんを帰すのはもったいないと思います。道路・河川の計画ですから、観光とは若干ニュアンスが違いますが、200万から300万人が本当に来たとしたら、そこだけでお客さんを帰す方法はないと思います。としまえん跡地に通っている石神井川と練馬総合グラウンドと歴史的に由緒のある広徳寺を、トライアングルの的に開発するのがいいと思います。広徳寺は禅寺で

すが、禅という宗教を観光に結びつけるのです。としまえん跡地と隣の東京都の公園の整合性とこの河川の改修や総合計画、ランドデザインなど、今後、計画する予定はありますか。

環境部長

まず、観光という観点からすると、ワーナーブラザーズに来るお客様が、委員から紹介があったところに興味を持っていただけるかは、実は、私たちも課題を持っております。区長から、たくさんのお客様が来るので、委員から紹介のあったところだけではなく、区内でほかも回遊していただく施策を考えています。興味を持ってもらえるところを紹介しなくてはなりません。来年、牧野富太郎博士のドラマが始まります。こちらはみどりという意味からすると、親和性が高く、区内には、せっかくおいでいただいた方に回ってもらえるたくさんのみどりがあると思っています。

いずれにしても、観光で来た方を区内にいかにも留めて、いかにより楽しんでもらえるか、今後の課題と思っています。区はみどりの基盤を整備しますが、区だけではできないこともあります。お食事や買物などは、商店会といろいろ話合い、連携をしていかななくてはなりません。区長から指示を受け、せっかく来ていただいた方々に区の魅力を楽しんでもらえるよう、全庁挙げて検討しているところです。

もう1つ、都計道・河川は、将来に残るみどりの基盤となります。幅員によってはみどり豊かな道路にならない場合もありますが、幅員が比較的ある道路は、今後に残るみどりの基盤としたいです。河川についても、石神井川は河川改修が終わりましたが、みどりの基盤としてはまだまだです。多少、街路樹が植樹されているぐらいで、決して豊かとは言えない状況です。豊かなみどりの軸にしていくことが、結果的に、区にいらっしゃる方々に、練馬はみどりがいっぱいあっていいと、感じてもらえると思います。

H委員

こういう機会は歴史上でも、そう数多くあることではないと思います。ぜひ、ランドデザインという考え方に立脚して、長期計画で検討してもらえればと思います。

会 長

ほかにいかがでしょうか。

A 委員

今後、道路の整備に伴って、新規植栽する場合に、区としての方針や技術的指針の作成をしていくとのことですが、一方で、街路の課題として、根上がりや根が大きくなっていくということがあります。今後、多様性がある街路樹を植えるというよりも、根が上がらないとか、管理がしやすいとか、落ち葉が出ないとか、大きくなり過ぎないとか、限られた樹種しか植えられなくなるのではないのでしょうか。今、東京都が植えている種類を見ても、そういう傾向がありますが、区としては、街路樹の多様性、方針をどのように考えているか、伺います。

事務局

既存街路樹における様々な課題があることを説明したところです。象徴的なものとして、狭い植栽マスに植えたために根上がりしてしまったものや、豊かな緑被を求めたために過密に植え過ぎてしまい、結果として葉っぱ同士が重なり合い、健全不良を起こすことがあります。また、樹木の選び方もしかりで、台風弱い樹種も結果的に、台風シーズンの前に強く刈り込むことになってしまいます。

それらを踏まえて、まずはモデルプランをつくっていきたいと思います。道路の幅員に応じて、植栽マスは決まっていますので、適したものを植えるため、道路の幅員ごとに複数パターンのモデルをつくります。維持管理や景観的なこともあるので、最適なものをモデルのパターンとして作りたい考えです。

ただ、道路、路線については、近隣の方や親しみを持って利用している方もいらっしゃるので、話を伺いながら、1つ1つの路線について、モデルを活用し、進めていければと考えています。

A 委員

1つ1つの路線で、近隣の方の意見も聞きながら進めてほしいと思います。植栽マスに関しては、路線の広さもあることは承知の上ですが、最初から狭く作ってしまうと、なかなか木が大きくならないので、最初から広めに取ってほしいです。街路樹、道路沿いの木は単一の種

類や少数の種類の木を植えていくと思うので、併せて、林や森、公園など、面的な整備も重要だと思います。

会 長 道路・河川はそれぞれの管理とも関係しますので、引き続き、検討よろしくお願いします。

続きまして、公共施設分野について、説明をお願いします。

事務局 (公共施設の資料説明)

会 長 公共施設についての説明がありました。

質問、意見等はございますか。

A 委員 緑化する量に加えて、緑化箇所や樹種などを誘導する緑化基準見直しとは、緑化する量も増やしていく方向でしょうか。緑化する箇所については、今のところ屋上の基準があるが、それ以外も増やしていくのでしょうか。また、多様性のある樹種にしていく方向なのでしょうか。

事務局 区の緑化基準ですが、現在、敷地に対して 30%の基準になっています。これを達成するために、学校ですと、校庭に限らず、屋上などへの緑化も進めているのが実情です。屋上も含めて、緑化を進めているところですが、カーボンニュートラルの推進に向けた太陽光パネルとの関係があります。また、屋上は人目につくところではなく、育成管理に関しても課題を多く抱えている状況があります。そういう状況も踏まえて、これまで単に量を求めてきましたが、見た目によるみどりの豊かさも求めていきます。例えば沿道緑化の在り方やシンボルツリーなど、地域に親しまれる緑化を進めていくため、緑化基準の考え方を改めたいと思います。

A 委員 カーボンニュートラルの推進を踏まえた緑化基準の見直しとは、具体的にどういうことか伺おうと思っていました。屋上は今、緑化の基準があるが、屋上だと見えないし管理も大変だから、屋上緑化を太陽光パネルに変えて、脱炭素の取組を進めていく。その代わりに、それ以外のところで、見えるところで緑化を進めていくとのことで

した。でも、単に量ではないと説明がありましたが、量も重要だと思います。東京都やほかの区市町村に比べて、30%と多いところは残してほしいし、もっと増やす方向でいいと思います。少なくとも30%以下にはしないか、確認します。

事務局 みどりの量については、できる限り多く増やしていきたい考えです。ただ、今回の見直しにおいて、現実的に屋上の緑化ができなくなる状況もありますので、それをどこに振り分けていくかが大きな課題です。量だけでなく、沿道や見えるみどりを進めていく誘導策、誘導の在り方、誘導を進める緑化基準を見直していきたいと考えています。

D委員 ちなみに、緑化の予算というのは年間どれぐらいあるのですか。ホームページを見たら、区の予算は4,000億円ぐらいですが、生産緑地の購入や公園の整備、維持管理など全部で、緑化はどれぐらいの予算規模ですか。

道路公園課長 参考に、公園の話をしてします。今年度予算で、公園・児童遊園・緑地街路樹などの公園費全体は、約20億円近くあります。そのうち、管理に関わる費用は約15億円かかっています。整備費に関しては、用地取得費の有無で大きく変わります。

D委員 買うとなった場合に、随時、予算措置されるということなのですね。

道路公園課長 相続などが急に発生し、取得をするとなった場合、最初から予算措置ができませんので、多くの場合は、土地開発公社という機関を活用しながら、財源を取り、最終的には、区で買い入れています。

D委員 分かりました。

I委員 区立小中学校の校地面積は、近隣区と比べて広く、豊かであるので、子どもたちにとっては条件がいい環境にあると思っています。小中学校の緑化に関する方向性や、

未来を担う子どもたちに土やみどりに関わらせるなど、子どもたちにも地域に住む方々にとっても、豊かなみどりが有効だと実感できるような方向性は考えていますか。結構な敷地があるので、各学校にビオトープをつくることにより、カーボンニュートラル、地球温暖化に関して、環境を守っていくことが大事だと考えさせるなど、具体的な方策があれば教えてください。

事務局

学校におけるみどりというのは非常に重要なものです。地域における緑量のあるみどりとしてもさることながら、生徒・児童に対する環境教育の面でも重要だと認識しています。現行のみどりの総合計画の中でも、学校におけるみどりについては、環境学習に役立つみどり、また、シンボルツリーの整備を掲げています。

内容については、事例も含めて、次回の区民協働の検討でも、議論できればと考えています。

環境課長

環境課としても、今、新しい環境計画の策定を進めています。国も東京都も、いわゆる社会経済のシステムに関わる大きな方向転換が進んでいます。学校における緑化等環境教育も環境審議会で見解をいただき検討しています。例えば、子どもたちに夏休みに省エネについてのアンケートに答えてもらったり、学校に実際に生えている木は1本で年間、これぐらい二酸化炭素が減らせるということをフィードバックしたり、工夫をしながら進めています。学校も、東京都の関係もあって、太陽光パネルの設置が課題になります。目に見えるところでは、同じみどりを植えるのでも、樹種も高さをずらすなどして、豊かな植生にするなどの工夫をしています。そういう方向で区としては取組みを進めていきたいと考えています。

会 長

ほかにも意見あると思いますが、継続審議ですので、引き続き、次回以降も含めて意見をいただきたいと思います。最後に、副会長、何かございますか。

副会長

基本方針の見直しの中で、どうしても抜け落ちてしまうのが、いい環境をつくる観点だと思います。個別に課題が深まって、重点施策を含めて、具体的な見直しの中

で重要な地域の事情に即した重点化は非常に議論できているように思いますが、私はグリーンインフラの研究をしているので、ネットワークをつくって、拠点をつくる考え方で考えると、このジョイント事業は非常に重要になると考えています。特に重要な課題が出てきた中で、こういった環境で同時解決ができるのかという視点で、もう少し見直しを別の観点からの幅を広げられるといいと思いました。

会 長

まだ発言できなかった分がありましたら、事務局にお伝えしていただけたらと思います。

事務局には、本日もしくは委員の皆様からいただいた意見を踏まえて、引き続き検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の審議事項の諮問第 212 号「ねりまの名木第 9 8 号（豊玉東小のマユミ）の解除について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

ねりまの名木の解除申請がありましたので、みどりを愛し守り育む条例第 10 条第 1 項第 3 号に基づき、諮問するものです。

豊玉東小学校の校庭に位置するマユミで、解除理由は、樹木の枯死によるものです。このマユミですが、昭和 29 年の豊玉東小学校開校時に、近隣の住民の方々が植樹したもので、植樹以来、約 70 年、小学校のシンボルとして、在校生や地域住民に親しまれ続けてきた名木です。平成 11 年あたりから樹勢が弱り始め、その後、2 度におたる土壌改良や不定根誘導による処置、支柱の設置、枯れ枝の除去などを実施し、何とか保全に努め、手を尽くしてきたところでした。令和 2 年度に実施した外観診断で、幹の形成層の大部分が腐食により喪失し、樹形がほぼ崩壊してしまったことが発覚し、今年 8 月に完全に枯死したことを確認しました。学校においても、既に後継樹のマユミの育成を進めております。引き続き、このマユミを学校のシンボルとして育てていくと伺っています。本件については、真に残念ですが、本委員会に指定の解除を諮ることとしました。

会 長 名木ですが、既に枯死しているということです。何か質問等ございますか。

A 委員 いろいろな改良などもやっていただいた上でという説明だったと思います。70年あった木ということで、学校や子どもたち、あるいは近隣の方々から、どのような意見がありましたか。

事務局 こちらの名木は、地域に親しまれてきたものです。健全な育成が難しく、樹勢が衰えてしまった状況が進んでいました。実は、平成25年に樹勢が弱ってきたということで、後継樹を植えて育てたのですが、残念ながら、こちららうまく育たず、枯死してしまいました。改めて令和2年に後継樹のマユミを植えて、現在に至っています。その都度、近隣の方、生徒の皆様には状況等を周知しています。

A 委員 後継樹もうまく育たなかったということですが、原因などがあつたら、そこも対応してほしいと思います。
意見は特になかったということですが、丁寧な説明などしていただいて、後継樹を育ててほしいと思います。

会 長 それでは、諮問事項ですので、お諮りしたいと思いません。
ねりまの名木第98号（豊玉東小のマユミ）の解除について、お諮りします。諮問第212号につきまして、承認することに異議なしでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 異議なしですので、解除ということで承認したいと思います。
続きまして、報告事項の保護樹林の新規指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 保護樹林の新規指定について、報告します。前回の緑化委員会以降、新たに指定した保護樹林は2件です。

指定番号 91 番の保護樹林はコブシ、モクレン、シラカシなどの高木によって構成されており、約 340 m²の民有の樹林地です。

現地調査の結果、保護樹林の条件を満たすので、このたび新規指定をしたというものです。

指定番号 92 番の保護樹林はケヤキ、ムクノキ、シラカシなどを主体とした高木によって構成されており、約 4,242 m²の民有の樹林地です。建物と構造物は指定面積から除外しています。調査の結果、保護樹林の要件を満たすので、このたび新規指定したというものです。

なお、こちらの樹林につきましては、既に保護樹木に指定されている樹木を 18 本含んでいることを申し添えておきます。申請理由は、いずれの樹林地についても、樹木の育成に従って、剪定費用などの育成管理経費がかさむようになったため、保護樹林制度の助成を活用したいとのことでした。

会 長 何か質問、意見等ございますか。

D 委員 予算は、1 か所どのぐらいあるのでしょうか。

事務局 剪定の費用等の助成をしていますが、昨年度、補助金として、全体で約 1,800 万円の補助をしています。

D 委員 全体で 1,800 万円ということは 1 か所数十万ということですね。

事務局 保護樹林については、樹木 1 本 1 本の剪定に対しての助成と面積に応じての維持管理の補助をしています。一番大きいものと、幹周り 270 cm 以上のものは、1 本当たり 15 万円の補助と、5,000 m²以上の樹林面積では年間 16 万 8 千円の補助をしています。

D 委員 承知しました。

会 長 それでは、保護樹木の新規指定について、説明をお願いします。

事務局

前回の緑化委員会以降、保護樹木の新規指定は 8 件です。

指定番号 2188 番のソメイヨシノは、分譲マンションの敷地内にあります。調査の結果、条件を満たす保護樹木として新規指定したものです。

指定番号 2189 番と 2190 番のクヌギは、同一敷地の民有地にあります。調査の結果、条件を満たしますので、保護樹木として新規指定しました。

指定番号 2191 番のアカマツは民有地内にあり、同様に条件を満たす保護樹木として新規指定したものです。

指定番号 2192 番のイチョウと 2193 番から 2195 番までのムクノキの 4 本の樹木は同一の敷地の民有地内にあります。条件を満たす保護樹木として、新規指定したものです。4 件の保護樹木の申請理由は、樹木の育成に従って剪定費用などの維持管理経費がかさむようになったため、保護樹木制度の剪定費用等の助成を活用したいということです。

会 長

保護樹木の新規指定について、報告がありました。何か質問、意見等はございますか。特によろしいでしょうか。

それでは、保護樹木の指定解除について、説明をお願いします。

事務局

前回の緑化委員会以降、保護樹木の指定解除は 2 件です。

指定番号 1664 番のソメイヨシノは令和 4 年の保護樹木の活力度調査の際に、既に喪失していることが判明したものです。所有者に事情を聞いたところ、平成 30 年に、樹木の枯れによる倒木の危険性があるので、手続を経ずに伐採してしまったとのことでした。所有者には、代替植樹に努めるよう、話をしています。なお、こちらにはほかにもソメイヨシノやムクノキなど 10 本の保護樹木があります。

指定番号 941 番のアカマツは、所有者の自宅の建て替えに伴い、伐採せざるを得ないものです。所有者には代替植樹に努めるよう、話をしています。

会 長

保護樹木指定解除について、報告してもらいました。

B 委員

指定に対して、解除が少なかったことは評価します。区が頑張っていて、保護樹林・樹木を増やそうとしているのがうかがえます。ただ、名木や保護樹木というような大きな木を管理するのは、剪定などの維持管理、育成管理の費用がかさむと所有者は言っています。大木を持っている方も大変だと言っていますし、剪定費用を安くしたくても、大きい車、専用の車を移動させるため、大変な金額がかかるとも聞いています。区でも剪定費用の2分の1を補助していますが、実際は2分の1の補助をしていると言う割に、上限額があり、実費の2分の1をもらえていないケースが多いと聞いています。また、車を動かすガソリン費の高騰、人件費の高騰などで剪定費用もこれから、ますます高くなると思います。この補助の金額を決めた時期よりも高くなっていると思います。

ですので、この補助は十分ではないと思っています。今回は民有地の話をしていますが、民有のみどりが減っている中で、保護樹木などの大きな樹木を守っていくことは、区としても大切なことです。これを個人の財力、個人の力だけで守っていくのは、金額的負担を考えても、落ち葉の清掃の部分を考えても、非常に困難ではないかと思っています。このままでは、みどりが減っていくのを、手をこまねいて見ているだけしかありません。保護樹木を勧めても、それ以上に負担がかさむからいいよと言われる。区としても、落ち葉清掃のボランティアも始めて、所有者の負担を少しでも減らす努力、取組をしていることは評価していますが、所有者においては、剪定の費用が大きな負担になっています。また、先ほどカーボンニュートラルの話がありましたが、区も今年2月にゼロカーボンシティ宣言を区長所信表明で発表しています。ぜひそういう観点からも、剪定費用の補助の拡充、剪定費用の支援策をこの機会に見直してほしいと思います。

事務局

実態調査の結果からも、民有のみどりや樹林が減少していることは明白で、区として守っていかなければなりません。特に大きな木を所有されている方は、剪定や落ち葉清掃などで苦勞が多いので、区では保護樹木・保護

樹木の所有者を対象に、剪定費の2分の1の補助をはじめ、保険の加入、緊急対応の実施などの支援、また、昨年度から落ち葉清掃のボランティア事業も行っています。落ち葉清掃ボランティアは今年度、6か所で23回実施する予定です。こうした支援をしているところですが、樹木の所有者からは、それでも維持していくにはお金がかかり大変だと、今回の落ち葉清掃事業の中で、所有者の方からも聞いています。樹木の剪定費用の補助金については、剪定費用の2分の1を補助していますが、樹木ごとに限度額や1人当たりの年間の限度額もあることや、作業費等の高騰もあり、実質的に2分の1の補助金の支払いができていないことを、課題として認識しています。区としても、実態に即した支援になるよう、見直しの検討を始めているところです。現在の状況等を調査し、補助制度の見直しを検討したいと考えています。

B 委員

ぜひ、願います。

最後に要望です。保護樹木とは関係ないですが、植樹推進会など、みどりを増やす取組をしている団体が区にもあります。そういう団体への支援もこれから拡充すべきだと思います。区にもう少し支援してほしいという話をよく聞きます。みどりを増やすために本当に日々努力されている方々ですので、話をしっかり聞いた上で、支援の拡充の方向に向けてほしいと思います。

C 委員

今回の保護樹木の指定解除の件ですが、不二幼稚園は平成30年に伐採したとのこと。結構、前ですが、これは適切な処理だったのでしょうか。かなり期間が空いています。保護樹木の指定樹木は、通常であれば、伐採するときに届け出るなどの決まりがあるのでしょうか。

事務局

保護樹木・保護樹木の指定解除の手続ですが、原則的には、伐採等をする前に区に届出をしなければならないと定められています。今回は、手続を失念されていたと聞いています。区でも、5年から7年に一度、保護樹木の状況等を確認して見て回る活力度調査を行っています。今回、その調査の中で、判明しました。

C 委員

区が保護樹木を指定するという事は、支援もするわけですし、大切なことだと思います。区が全て管理することは難しいと思いますが、所有者にしっかりと樹木の指定解除について説明をするなどしていくことを要望します。

F 委員

落ち葉の清掃ボランティアについてですが、昨年に引き続き、私が管理している保護樹木の周辺を、今年も3日ほど、落ち葉清掃ボランティアの方に来ていただき、掃除してもらいました。私のところは公道上の掃除をお願いしました。保護樹木の周り以外に、近隣で高齢の大きな屋敷をお持ちの方もいますが、高齢で手が回らない方の自宅の周りまで清掃の範囲を広げてもらい、ボランティアの皆様にお掃除をしていただきました。非常にありがたく思っています。この時期、所有者としては、近隣の方々のお宅の前になるべく葉っぱが行かないように、毎日、朝、仕事の前に清掃をするのですが、1人でやっていると、時々心が折れそうなきが正直あります。近隣の方や公募で来ている面識のない方々が大勢集まって清掃していただき、非常に勇気をもらいました。非常にありがたく思っています。

ただ、課題としては、何分、自然相手ですので、来ていただく当日に必ずしも葉っぱが大量に落ちているとは限りません。今回も11月の末に第1回目がありましたが、そのときは葉っぱが少ない状況で、1時間ぐらい予定していましたが、30分ぐらいで終わってしまいました。これ以上の日にちを増やすなどの提案もいただいておりますが、来たときに量が少ないと大変申し訳なく、歯がゆいところです。

会 長

状況を紹介していただき、ありがとうございます。

それでは、以上で報告事項は終了といたします。

次は、その他ですが、委員の皆様から何かありますか。特にないようでしたら、事務局から日程等の説明をお願いします。

事務局

次回の緑化委員会は例年3月頃を開催していますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や案件の状況を見

て、日程を会長と相談します。決まり次第、委員の皆様にお知らせします。

会 長

次回の日程は改めて案内するということです。

それでは、以上をもちまして、第 170 回区緑化委員会を閉会します。議事進行に協力いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —